

掛川市条例第13号

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市公園条例の一部を改正する条例

掛川市都市公園条例（平成17年掛川市条例第133号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(公園施設の設置基準) 第2条の3 (略) 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第5項までに規定する範囲とする。	(公園施設の設置基準) 第2条の3 (略) 2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、令第6条第2項から第6項までに規定する範囲とする。 <u>3 令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。